

千木町千寿会会則

- 第1条(名称) 本会は、千木町千寿会と称する。
- 第2条(所在) 本会の事務所は、会長宅に置く。
- 第3条(構成) 本会は、千木町に住居する60才以上(当年度に60才を迎える者)の町会員で組織する。
- 第4条(目的) 本会は、老人福祉の向上と、会員の親睦をはかり、明るい町づくりに寄与することとする。
- 第5条(事業) 本会は、前条の目的を達成するために、当年4月1日～翌年3月31日の期間中に、次の事業を行う。
1. 会員の親睦を図る。
2. 会員の教養を高める。
3. 会員の健康増進に努める。
4. 町会の行事等に対して協力する。
- 第6条(役員) 本会は、次の役員を置く。
会長 1名 副会長兼会計 1名 副会長 1名
班長 数名(役員会の班割りで置く) 監事 2名
- 第7条(理事) 本会は、前会長を理事とする。
- 第8条(職務) 役員職務は、次のとおりとする。
1. 会長は、会の運営及び事務の統括を行う。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長の事由により職務を遂行できない場合は、代行を行う。
3. 会計は、本会の出納及び帳簿の作成を行う。
4. 班長は、会の運営を補佐し、会員への連絡を行う。
5. 監事は、会の運営及び事務の状況を監査し、会員に報告を行う。
6. 理事は、本会の職務の運営を補佐する。
- 第9条(選出) 本会の会長及び副会長は、総会において選出される。その他の役員は、会長より委嘱される。
- 第10条(任期) 会長・副会長兼会計・副会長・監事は西暦の偶数年、班長は西暦の奇数年から1期2年とし、当年4月1日から始まる。但し、再任を妨げない。
任期途中で役員を変更する場合、新役員の任期は前役員の期間とする。
- 第11条(役員会) 事案等の作成及び審議を行うにあたっては、役員を招集し行う。
事案については、次のとおりとする。
1. 事業計画及び実績の作成
2. 予算及び決算の作成
3. 会則の変更の作成
4. 会長が必要とした事案の審議
5. 新会長・新副会長の推薦

第12条(総会) 総会は、定期総会と臨時総会とする。定期総会は年度初めに行い、臨時総会は会長が必要と認めたときに行う。
議長には会長が就く。裁決については、出席者の過半数を以て決し、可否が同数の場合は、議長の決裁とする。
議案については、次のとおりとする。

1. 事業計画及び実績の承認
2. 予算及び決算の承認
3. 会則の変更の承認
4. 会長が必要とした事案の承認
5. 役員承認

第13条(経費) 本会は、会費・補助金・助成金・利息・寄付金・事業費等で行う。

第14条(会費) 本会の会費は、年壱千円とし、納付については、指定期日までに一括で納付する。

第15条(弔意) 会員及び元会員が死去した場合、会旗を祭壇の端に掲げ、代表者が弔問し、弔慰金として5千円を贈る。但し、弔慰金の返しは受け取らない。

第16条(会計年度) 第5条の事業期間とする。

第17条(雑則) この会則に該当しない事項については、役員会で決議し定める。

第18条(附則) 昭和60年4月1日施行
平成13年4月1日改正
平成25年4月1日改正
平成26年4月1日改正